

広報 川越

No.1176

平成20年6月10日

(毎月10日・25日発行)



これでわかる長寿医療制度のしくみ：2

平成19年中に所得税が課税されなくなった方へのお知らせ：6

「川越市役所庁舎に関する市民アンケート」の集計結果：8

表通り裏通り 地域の防災を担う「川越市消防団」：18

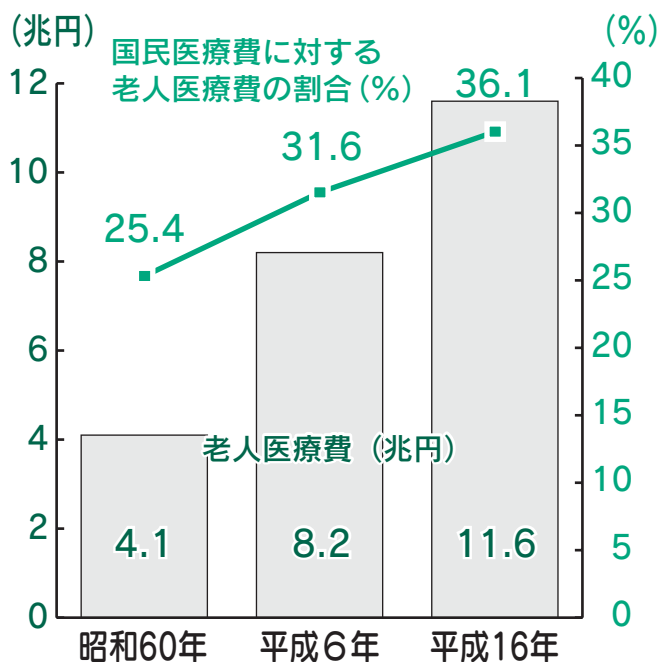
●「消防だより 虹のマーチ」が折り込まれています。

*川越市ホームページ (<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>) でも、広報川越をご覧になれます。

スポーツパーク福原 (今福)

医療保険制度を続けていくため

昭和60年と平成16年を比較すると、老人医療費は約3倍に増えています。国民全体の医療費に対する老人医療費の割合も約11%増加。このままでは、医療保険制度の維持が難しくなってきました。



平成17年度国民1人当たりの医療費＝259,300円
同年度75歳以上の1人当たり医療費＝819,100円

急速な高齢化や増え続ける医療費に対応するために、長寿医療制度は誕生しました。この制度の主な特徴は、下記のとおりです。

●給付と財政運営を統一

今までは各医療保険に保険料を納め、給付は老人保健制度から行っていました。長寿医療制度は、より効率的な制度にするために、それぞれの保険制度ごとに異なっていた財政運営を、給付と統一しました

●保険料の平準化と、負担割合の明確化

被保険者全員が、所得に応じて保険料を負担します。また、74歳以下の働く世代の老人医療費に対する負担割合を明確にしたことにより、財源についてわかりやすくしました

●広域連合を中心とした体制に移行

運営主体は広域連合です。市町村は、その窓口となります



長寿医療制度は、なぜできたの？

これでわかる 長寿医療制度 のしくみ

三月三十一日の時点で、老人保健制度に加入していた市内在住の皆さんは二万三千八百八人。この皆さんのほとんどは、四月から「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」（以下「長寿医療制度」）に加入することになりました。長寿医療制度の対象は、七十五歳以上の皆さんと、埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」）から認定を受けた六十五歳以上の障害者の皆さんです。

この企画記事では、問い合わせの多かった内容や長寿医療制度の基本的な仕組みについて、ご説明します。

問い合わせ：医療助成課・TEL224-5842

埼玉県後期高齢者医療広域連合・TEL048-833-3222

* 5月末日現在の、長寿医療制度に関する説明です。今後変更される場合があります。



保険料は、いくらなの？

①均等割保険料42,530円+所得割保険料（前年所得－33万円）×7.96%

広域連合が定めた平成20年度・同21年度の均等割保険料は、年額42,530円。被保険者の前年所得に応じて決まる、所得割の保険料率は7.96%です。川越市では、長寿医療制度の保険料を7月中旬に発送する納付書でお知らせします。9月までは、納付書で納めます。

10月以降は、年額18万円以上の年金受給者で、同保険料と介護保険料の合計が年金の半分以下の方は、年金から天引きされます。それ以外の方は、納付書で納めます。

*** 保険料を確認したい方は、同一世帯の被保険者全員と世帯主の、平成19年の所得がわかる物を用意して、医療助成課にお尋ねください。**

●国民健康保険（国保）に加入していた、平均的な年金受給者で1人世帯の場合の例



1年間に支払う保険料の計算方法

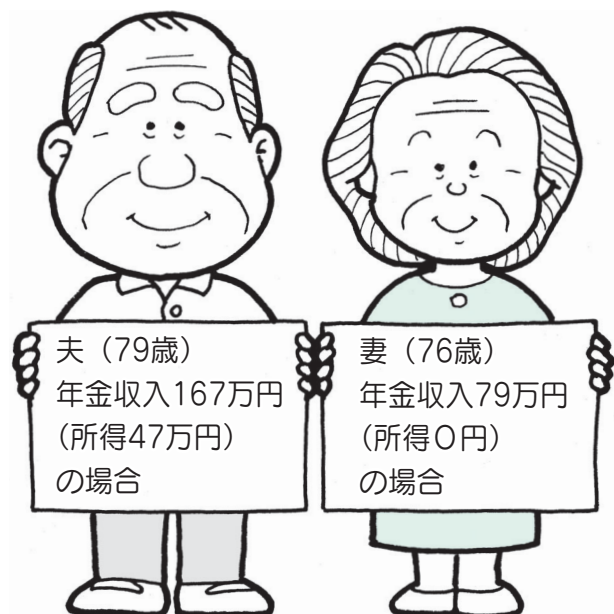
- ①均等割保険料
42,530円
 - ②所得割保険料（10円未満切り捨て）
（250万円－公的年金控除120万円－基礎控除33万円）×所得割保険料率
7.96%＝77,210円
 - ①42,530円＋②77,210円＝119,740円
- 国保と比較すると→1,060円の負担減**
長寿医療制度＝119,740円
川越市国保＝120,800円

②保険料の減免や軽減措置があります

前年の世帯の所得に応じて、均等割保険料の7割・5割・2割の軽減があります。

被用者保険の被扶養者であった方には加入後2年間、均等割保険料を5割・所得割保険料を全額免除します。さらに今年度は経過措置として、9月まで均等割保険料を全額免除、10月から来年3月まで均等割保険料を9割軽減します。

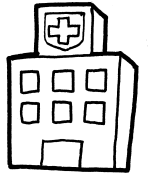
●厚生年金を受給している夫と基礎年金を受給している妻、2人世帯の場合（7割軽減）の例



1年間に支払う保険料の計算方法

- ①夫の均等割保険料（10円未満切り捨て）
42,530円×7割軽減該当＝12,750円
 - ②夫の所得割保険料（10円未満切り捨て）
（167万円－公的年金控除120万円－基礎控除33万円）×所得割保険料率
7.96%＝11,140円
 - 夫は①12,750円＋②11,140円＝23,890円
 - 妻は均等割保険料のみ12,750円
- 国保と比較すると→740円の負担増**
長寿医療制度
夫23,890円＋妻12,750円＝36,640円
川越市国保（合算後、100円未満切り捨て）
夫24,650円＋妻11,280円＝35,900円

*** 保険料の減免や軽減措置について、詳しくは医療助成課または広域連合にお尋ねください。**



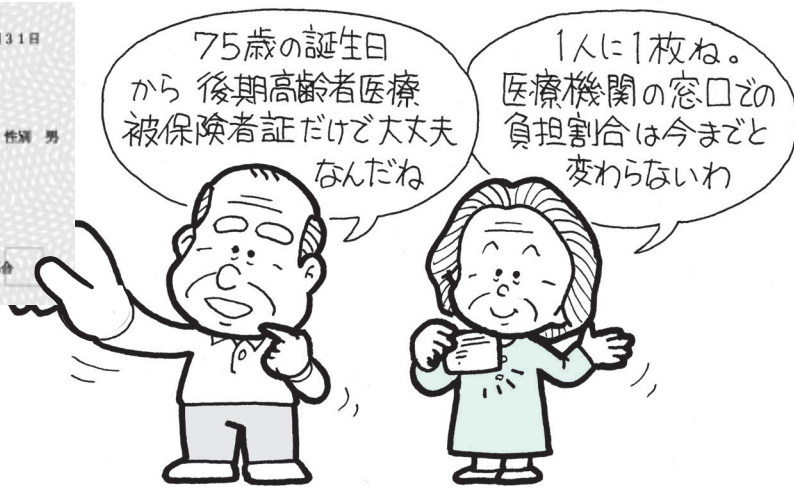
医療費の負担は、どうなるの？

①窓口で提示する保険証は、1枚だけです

今までは加入していた健康保険証と老人保健受給者証の両方を提示する必要がありました。今後は、広域連合が交付した、後期高齢者医療被保険者証を提示するだけで済みます。

②医療費の負担割合は、老人保健制度の時と変わりません

医療費の負担割合は老人保健制度の時と同じで、原則として医療費の1割です。現役並み所得者（前年の課税所得が145万円以上の被保険者がいる世帯）は3割負担です。ただし、7月までは老人保健制度の時と同じ負担割合が適用され、8月から2年間は経過措置があります。
*詳しくは、医療助成課または広域連合にお尋ねください。



③老人保健制度と同様に、高額医療費の支給が受けられます

月ごとの医療費が高額になり、自己負担上限額を超えると自動的に払い戻しがあります。年間（8月～翌年7月）の医療費・介護費の負担合計が上限額を超えると、高額医療・高額介護合算制度が適用されます。療養費や葬祭費も、国保と同様に受けられます。どちらも申請が必要です。
*詳しくは、医療助成課または広域連合にお尋ねください。

●医療費の自己負担限度額（月ごと）

所得区分	外来（個人ごと）	入院+外来（世帯合計）
現役並み所得者	44,400円	80,100円+（医療費-267,000円）×1%
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

*低所得Ⅰ・低所得Ⅱは住民税非課税世帯です。
*現役並み所得者の入院と外来の世帯合計額は、過去12か月で4回目以降の該当の場合、44,400円になります。

●医療費と介護費の自己負担限度額（年ごと）

所得区分	医療費と介護費の合計額
現役並み所得者	670,000円
一般	560,000円
低所得Ⅱ	310,000円
低所得Ⅰ	190,000円

*平成20年度は経過措置があります。詳しくは、医療助成課または広域連合にお尋ねください。



*診療報酬の改定により、窓口の負担額が変わる場合があります。

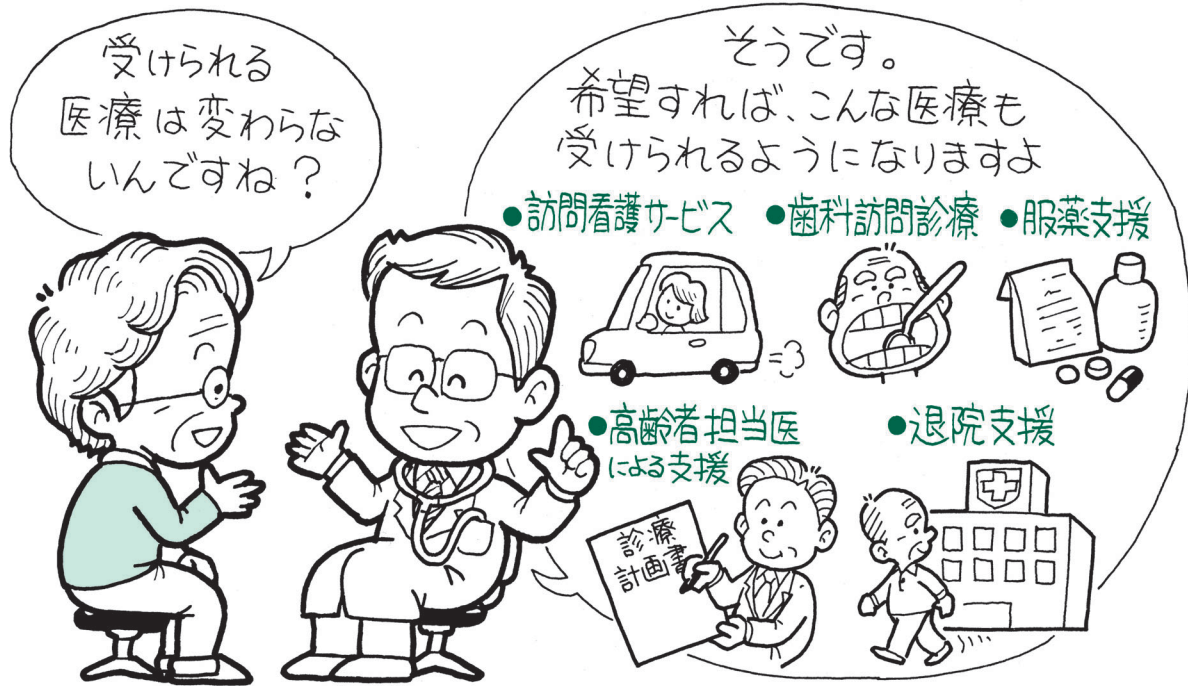


どんな医療が、受けられるの？

①今までと受けられる医療は変わりません

今までと同じ医療を受けることができます。また、今後は次の医療が充実していきます。

- ・多様できめ細かな訪問医療→訪問看護サービス・歯科訪問診療・服薬支援など
- ・慢性疾患などの継続的な管理→高齢者担当医による診療計画と継続的な支援
- ・退院前後のサポートの充実→退院支援の計画・退院に向けた指導

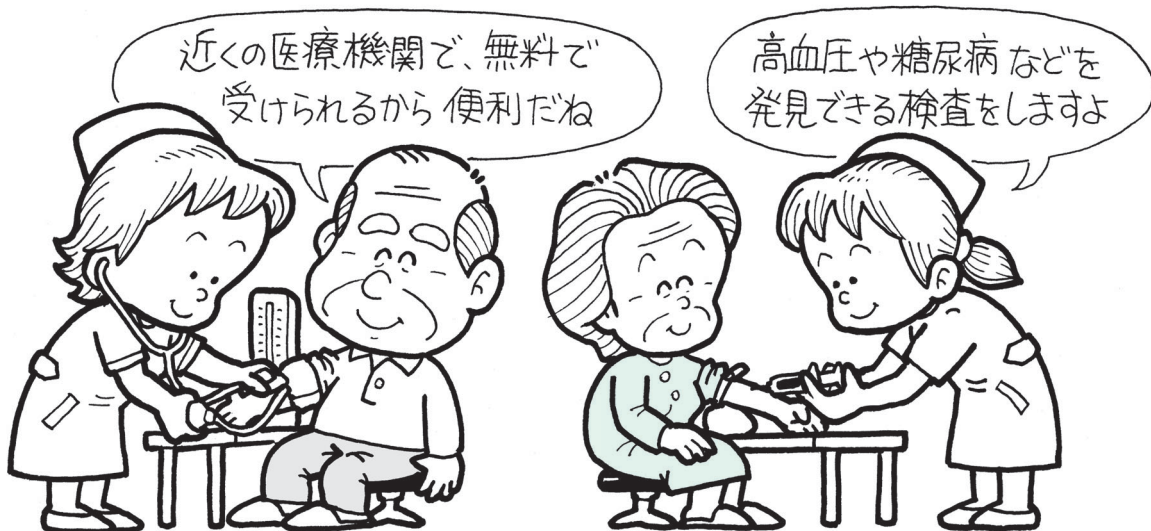


②川越市では、無料で健康診査も受けられます

被保険者の健康を保持するために、健康診査を実施します。この健康診査は生活習慣病などを早期発見し、予防・改善することを目的としています。

6月中に、市から健康診査の受診券を郵送します。同封されている指定の医療機関に事前に問い合わせてから、保険証と受診券を持参して、受診してください。広域連合では原則1割負担ですが、市では無料で受けられます。

*総合保健センターの総合健康診査・スマイル健診は、健康診査の検査内容がすべて含まれています。そのため、今年度すでにこれらの検査を受けた方には、受診券を郵送しません。また、受診する時点で病院に6か月以上継続して入院中の方は、健康診査を受診できません。



* 健康診査について、詳しくは医療助成課にお尋ねください。

平成19年中に所得が減って所得税が課税されなくなった方に、住民税が還付されます

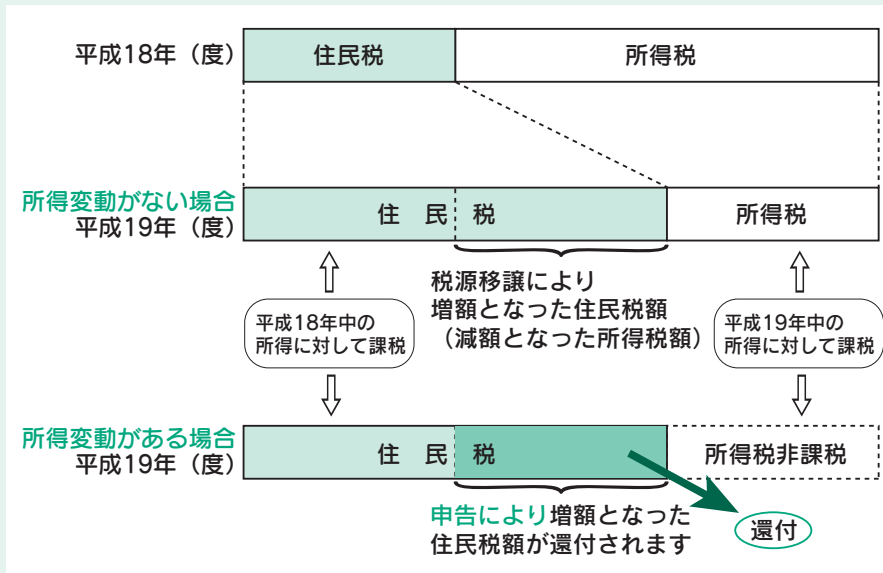
～ 該当する場合は、申告を忘れずに！ ～

平成19年から実施された国（所得税）から地方自治体（住民税）への税源移譲では、ほとんどの方は住民税が増えても所得税が減るため、「所得税+住民税」の税負担の総額は変わりません。

しかし、平成18年中に所得があり所得税が課税されていた方が、同18年中に会社を退職するなどして、同19年中に所得税が課税されない程度にまで所得が減少した場合は、税源移譲による所得税の負担減の影響を受けず、平成19年度の住民税の負担増によって税負担が増えます。

このような年度間の所得変動による負担増を調整するため、経過措置が設けられています（右表参照）。この経過措置は、平成19年度の住民税のみに適用されます。

詳しくはお尋ねください。



対象（次のすべての要件を満たす方）

①平成18年中に所得があり、同18年分の所得税が課税されていた

②平成19年中の所得が減少し、同19年分の所得税が課税されなくなった

*ただし、平成19年中に亡くなられた方や、海外へ転出して平成20年1月1日現在国内に居住していない方は、対象となりません。また、寄付金控除や住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）などによって、平成19年分の所得税が課税されなくなった方も、対象となりません。

*対象となる方の要件は、実際には住民税の課税所得金額などを基に計算するため、上記の要件をすべて満たしていても、対象にならない場合があります。

軽減内容

平成19年度の住民税を、税源移譲前の税率を適用した住民税額まで減額します。

*減額後の平成19年度の住民税額と、すでに納付済みの税額との差額は還付されます。

申告方法

7月1日(火)～31日(木)に、平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村（平成19年度の住民税を課税した市町村）に、「市町村民税・道府県民税 減額申告書」を提出してください。

*同申告書は、対象になると思われる方に郵送する予定です。市民税課（本庁舎2階）・出張所・連絡所でも配布しています。

問い合わせ…市民税課個人住民税担当・TEL224-5640

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

●主食・主菜・副菜がそろったバランスのよい食事を心がけましょう 総合保健センター健康増進担当・TEL229-4121

●統計調査員の登録者を募集します 情報統計課・TEL224-5561

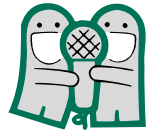
市では、統計調査に従事する調査員の登録者を募集します。詳しくは、5月25日発行の広報川越No1175・10ページをご覧ください。

●産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出を忘れずに!! 産業廃棄物指導課・TEL224-5417

平成19年度に市内でマニフェストを交付したすべての事業者は、6月30日(月)までに産業廃棄物指導課（本庁舎5階）に提出してください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

●自動車事故対策機構からのお知らせ 自動車事故対策機構埼玉支所・TEL048-824-1945

同対策機構では、交通遺児等育成資金貸付制度として、自動車事故が原因で死亡または重い後遺障害が残った方の児童を対象に、育成資金を無利子でお貸しします。また、介護料支給制度として、自動車事故が原因で重度の障害を持つため、常時または随時の介護が必要になった方に、介護料を支給します。詳しくはお尋ねください。



Duet

デュエット

広報川越へのご意見・ご感想を
紹介するコーナーです

あて先〒350-8601川越市役所広報室「デュエット係」▼ファク
ス№225-2171▼メール№kono@city.kawagoe.saitama.jp
*必ず住所・氏名・年齢・電話番号をご記入ください。
*匿名・ペンネーム希望の場合は、その旨を明記してください。

インターハイ川越開催ま
であと百日。今から心
を躍らせて楽しみにしていま
す。

私は昭和五十三年、川越弓
道連盟の弓道教室にて始め、
三十年も続けて居る者です。
弓道の厳しさは身をもって
感じています。
大会を地元で観戦できるこ

とを誰よりも待ち望んでいま
す。

選手の方、それを陰で支え
る仲間達。力を結集して素晴
しい華が開くことを祈ってい
ます。

石山美穂子（三光町）

■広報川越から

五月十日発行の広報川越を
ご覧になり、お便りを送って

いただいたのでしょうか？
ありがとうございます。

石山さんが待ち望んでいる
インターハイの弓道は、七月
二十八日(月)から三十一日(木)ま
で、川越運動公園総合体育館
で行われます。

弓道の演武は、昨年の生涯
スポーツフェスティバルで初
めて見ました。一本の矢を放

つために行う作法一つ一つ
が、集中力を高めていく作業
に見えました。その緊張感が、
カメラを持つこちらにも伝わ
ってくる思いでした。

インターハイ本番では、高
校生の静かで、熱い戦いの様
子を、カメラに収めたいと思
っています。

また、八月二日(土)から六日

(水)まで、女子バレーボールが
同体育館を含め市内五会場で
行われます。どちらの競技も
優勝を目指し、全国から高校
生が川越に集まります。市民
の皆さんの熱い声援をお願い
します。

◎ ◎ ◎

*ふりがなは、広報室で付け
ました。

市長通信

第13号



川越から渋谷方面へ新たな直通電車が発達

6月14日(土)に開業する東京メトロ「副都心線」と、東武東上線が相互直通運転を開始いたします。この直通運転が始まることにより、川越から渋谷方面に乗り換えなしで行くことができるようになります。

川越から渋谷への直通電車が、1日に約30本運転されるということで、たいへん便利になります。

これにより、直通運転による利便性の向上と相まって、都心や神奈川県方面から訪れる観光客の皆さんの、川越を訪れる方法の多様化が図られます。また、国内だけでなく海外からの観光客の増加に結びつくことを期待しております。

少し先の話になりますが、現在渋谷駅で行われている施設の工事が完了いたしますと、渋谷から東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線に乗り入れ、横浜方面への直通運転も計画されております。この計画が実現すると、川越から横浜方面が1本につながり、さらに便利になることが期待されます。

さて、市では関係自治体と共同で、鉄道の輸送力増強、鉄道施設の整備・改善、地域の発展を図るための協議会を組織しております。現在、JR川越線整備促進協議会と東武東上線改善対策協議会では、鉄道会社に要望などを行っております。

これからも地球環境にやさしい公共交通機関である鉄道を、市民の皆さんが、より利用しやすくなるための環境づくりに努力してまいります。今後とも、いっそうのご理解とご協力をお願いいたします。

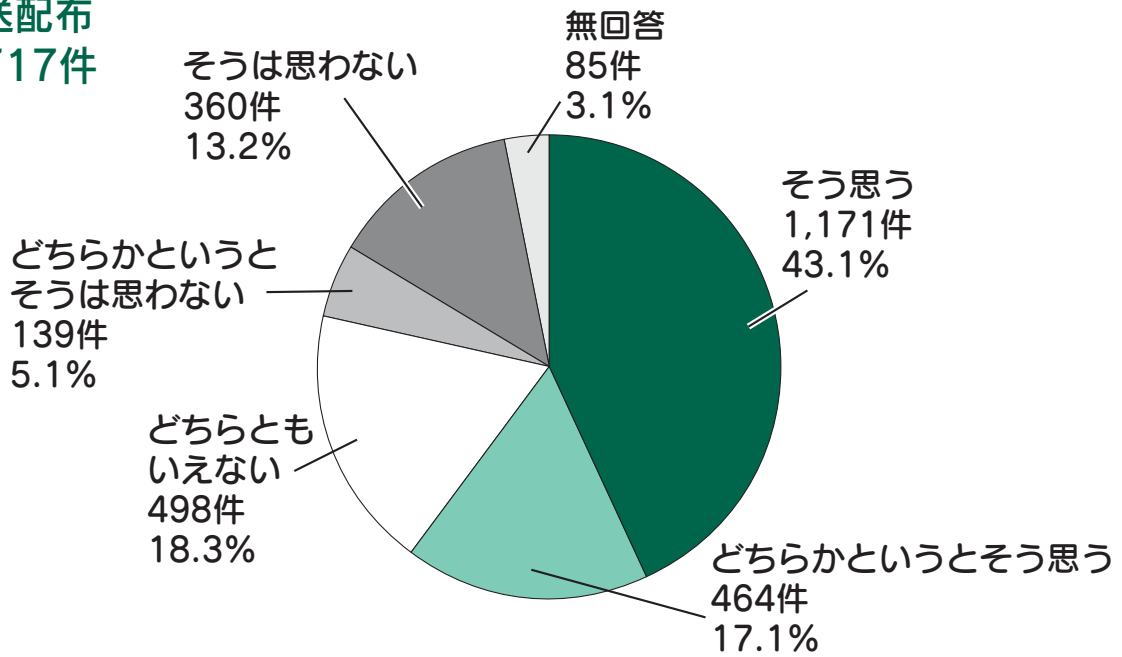
川越市長 舟橋功一

問6 「新しい市庁舎の場所」

新しい市庁舎の場所は川越駅西口がよいと思いますか。

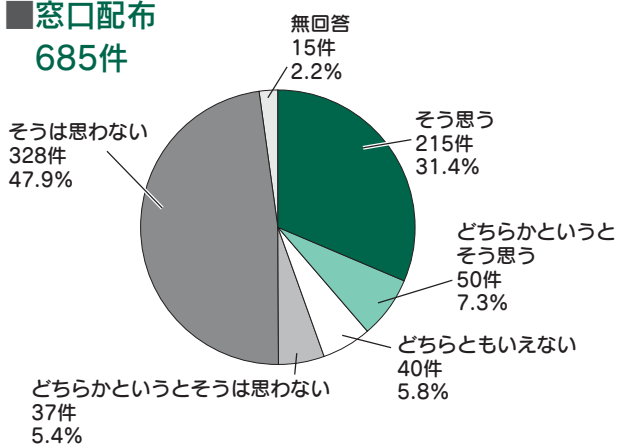
■ 郵送配布

2,717件



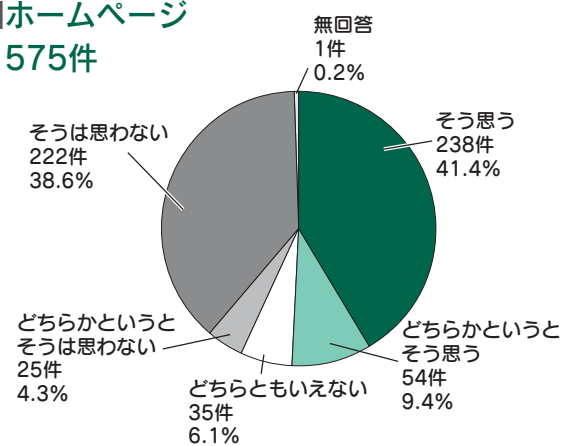
■ 窓口配布

685件



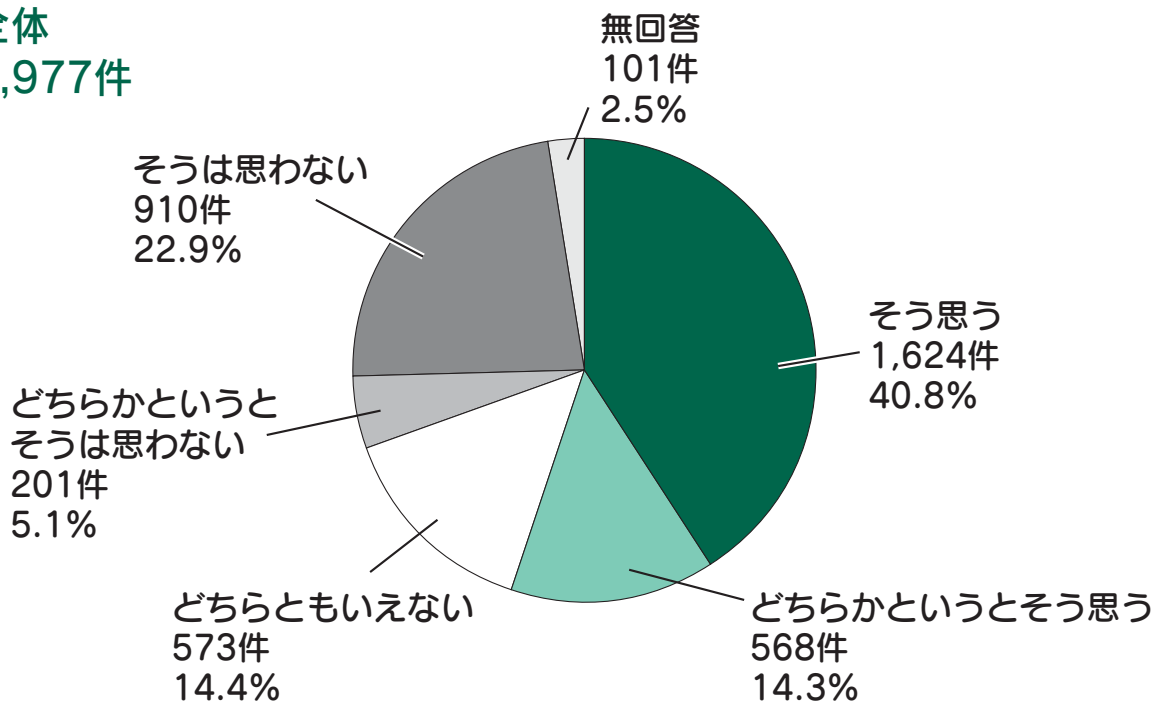
■ ホームページ

575件



■ 全体

3,977件



「川越市役所庁舎に関する市民アンケート」 の集計結果をお知らせします

～ 市民の皆さんのご協力ありがとうございました ～

新庁舎建設準備室・TEL224-6162

市庁舎建設の検討を進めるにあたり、参考として活用するために実施した、市民アンケートの集計結果がまとまりましたので、お知らせします。集計結果については、新庁舎建設準備室（本庁舎4階）・市役所本庁舎1階案内・出張所・連絡所・公民館・図書館で配布します。市ホームページでもご覧になれます。

●アンケート調査期間

2月15日～3月14日。

●アンケート調査方法と調査方法別回収状況

市民の皆さんがどなたでも意見を提出できるよう、3つの調査方法でアンケートを実施しました。

郵送配布は、より広く公平に意見を伺うために対象者を5,000人としました。これは、通常行うアンケート調査よりも多くなっています。市内を地区ごと

調査方法	有効回収件数	有効回収率
郵送配布（5,000件郵送）	2,717	54.3%
窓口配布	685	—
ホームページ回答	575	—
合計	3,977	—

に分け、その人口割合に応じて20歳以上の男女を無作為に選出しました。窓口配布は、出張所や公民館など37か所の窓口でアンケートを配布。インターネットも利用し、市ホームページでそれぞれ自由に意見を提出できるようにしました。

集計結果の概要

問1は「性別」、問2は「年齢」、問3は「居住地区」に関する質問

問4「市庁舎を移転する考えに関する認知度」

「知っていた」が郵送配布では64.7%、全体では70.9%です。

問5「最近1年間での市庁舎の利用頻度」

「年に数回程度」「ほとんど訪れない」が郵送配布では90.8%、全体では84.9%です。

問6「新しい市庁舎の場所は川越駅西口がよいと思いますか」

「どちらかというところはない」「そうは思わない」が郵送配布では18.4%、全体では27.9%です。「そう思う」「どちらかというところ思う」が郵送配布では60.2%、全体では55.1%です（詳しくは、右ページのグラフをご覧ください）。

問7「現在の市庁舎までの主な交通手段」

いずれの調査方法でも、「自家用車」がもっとも多く、全体では49.1%です。

問8「新しい市庁舎の望ましいイメージ」

いずれの調査方法でも、「市民が立ち寄りやすく、開放感のある開かれた庁舎」がもっとも多く、次いで「省資源、省エネルギーに配慮した庁舎」となり、それぞれ全体では48.6%、37.5%です（複数回答）。

問9「新しい市庁舎に望む機能や施設」

いずれの調査方法でも、「市民のさまざまな用事や相談に1か所に対応できる総合窓口」に対する要望がもっとも多く、全体では69.5%です（複数回答）。

問10「新しい市庁舎の建設で重視すべきこと」

いずれの調査方法でも、「交通の便がよいこと」「災害時には防災中枢拠点となり、市民の救援を的確に行えること」が多く、それぞれ全体では43.1%、41.3%です（複数回答）。

問11「移転後の現市庁舎の活用」

郵送配布および窓口配布では「子育てや高齢者などのための福祉施設」がもっとも多く、ホームページでは「余剰の土地・建物の個人・企業への売却や賃貸」が多くなりました（複数回答）。

今後の予定

集計結果の分析および自由意見を、報告書に取りまとめて後日、公表する予定です。

広島平和記念式典への参加者を募集します

市では、被爆地・広島市で行われる平和記念式典への参加者を募集します。

これは、式典への参加のほか、平和資料館や原爆ドームなどを見学することにより、平和の尊さを学び、平和への思いを新たにすることを目的としています。

行程は、すべて団体行動です。途中からの参加・別行動はできません。なお、過去に参加した方の応募はご遠慮ください。

日程：8月5日(火)～6日(水)
(二泊二日)

定員：十五人(抽せん)

応募資格(次の要件をすべて)



原爆ドーム

市民と市政の信頼関係を築くために 川越市オンブズマン 平成19年度運営状況報告

公正で信頼される市政を推進するため、平成9年8月に設置された「川越市オンブズマン制度」。市政への苦情や不服を公正・中立な立場から解決を図るオンブズマンの、平成19年度運営状況をお知らせします。

●苦情申し立ての受け付け状況

平成19年度に受け付けた苦情申し立て件数は、2件です。

■分野別件数

環境・衛生	1件
市職員	1件
合計	2件

■所管別件数

総務部	1件
事業推進部	1件
合計	2件

●苦情申し立ての処理状況

調査を終了したもの(2件)

①申し立ての趣旨に沿ったもの(1件)

給水装置改良工事申請について

②調査することが適当でないもの(1件)

市職員について

●苦情申し立ての手続き

市政に対する苦情で、申立人自身の直接の利害にかかわるものであれば、どなたでも申し立てることができます。ただし、判決などで確定したもののなど、受け付けられない場合もありますので、あらかじめ広聴課にお尋ねください。

申し立ては、広聴課(本庁舎3階)および出張所窓口にて備え付けの「苦情申立書」に、必要な事項を記入し提出してください。オンブズマン会議あてに、郵送することもできます。

●川越市オンブズマン

牧山市治さん(代表・弁護士) ▶ 田島恒子さん(弁護士) ▶ 赤松岳さん(弁護士)

問い合わせ…広聴課・TEL224-5011

350-8601川越市役所総務課「広島平和記念式典」係

問い合わせ：総務課

TEL224-5550

耐震改修を行った場合に、固定資産税を減額します

昭和五十七年一月一日以前に建てられた市内の住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、その住宅に係る固定資産税(百二十平方メートル相当部分まで)を、翌年度分から次のとおり減額します。

●耐震改修工事の完了時期と固定資産税減額措置の内容

平成十八年～二十一年に完了した二年間二分の一に減額
同二十二年～二十四年に完了した二年間二分の一に減額
同二十五年～二十七年に完了した二年間二分の一に減額

●主な要件

①昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅である
②現行の耐震基準に適合する

③耐震改修に係る工事費用が三十万円以上である

耐震改修後、原則として三か月以内に証明書などの必要書類を添付して、申請してください。

*なお、②③についての証明書は、登録された建築士事務所に属する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関のいずれかに、発行を依頼してください。

問い合わせ：資産税課家屋担当・TEL224-5684

ことしも6月から
ノーネクタイで失礼します

エコ・カジュアルマンス

環境政策課・TEL224-5866

市では、地球温暖化対策の一環として、毎年6月から9月までを「エコ・カジュアルマンス（節電推進月間）」とし、省エネルギーに努めています。期間中は、室内の温度を28度程度に調節し、職員は原則ノーネクタイ・白のポロシャツなどの軽装で勤務します。市民の皆さんも、家庭や職場で冷房温度を高め設定するなど、節電にご協力ください。



*エコ・カジュアルマンスとは、エコ（節約・環境）+カジュアル（普段着）+マンス（月間）を表す造語です。

●こどもエコクラブ会員募集

近所の友達や家族でグループを作って、「生き物調査」や「自然観察」などをしてみませんか。市内在住・在学の幼児から高校生を対象に、参加をお待ちしています。詳しくはお尋ねください。

●環境ポスターコンクール展示会

小中学生が環境問題をテーマに描いたポスターの、入選作品を展示します。

日時…6月21日(土)・22日(日)、午前9時～午後5時

会場…メルト

家屋を取り壊した ときは届け出を

建て替えや老朽化などで家

屋を取り壊したときは、年内に届け出をしてください。家屋の固定資産税は、毎年一月一日に所有する建物にか

かります。ことし一月二日以降に家屋を取り壊した場合、年内に届け出があれば、来年度から固定資産税がかからなくなります。

登記をしてある家屋を取り壊した場合は、法務局に滅失登記の申請をしてください。*住宅を取り壊して店舗や駐車場などにする場合は、土地の固定資産税が増額になることがあります。



問い合わせと届け出
未登記の家屋⇨資産税課家屋

担当（本庁舎二階）

TEL 224-5684

登記してある家屋⇨さいたま

地方務局川越支局

TEL 243-3824

バリアフリー改修を行った場合、固定資産税を減額します

高齢者・障害者などが居住する、平成十九年一月一日以前に建てられた住宅（貸家を除く）について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、その住宅に係る翌年度分

の固定資産税（百平方メートルまでを限度）を、三分の一減額します。

要件

①その住宅に六十五歳以上の方・介護保険において要介護および要支援の認定を受けている方・障害者が居住していること

②平成十九年一月一日以前から所在する住宅（貸家を除く）で、同年四月一日から同二十二年三月三十一日(水)までの間に行われた改修工事であること

③補助金や介護保険からの給付を除く工事費の自己負担が、三十万円以上であること

対象

①廊下の拡幅②階段のこう配緩和③浴室の改良④トイレの改良⑤手すりの設置⑥屋内の段差解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め化

申し込み

バリアフリー改修工事完了後、三か月以内に次の関係書類を添付のうえ、資産税課（本庁舎二階）にある「高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税減額申告書」を提出し

てください。

●関係書類

①納税義務者の住民票の写し
②改修工事に係る明細書（当該改修工事の内容および費用の確認ができる物）

③改修工事個所の写真
④領収書（改修工事費用を支払ったことが確認できる物）

⑤住宅改造補助金交付および介護保険給付金の決定（確定）通知書などの写し
⑥前記要件①におけるそれぞれの区分に応じた書類

・六十五歳以上の高齢者⇨住民票の写し
・要介護および要支援の認定者⇨介護保険の被保険者証の写し

・障害者⇨身体障害者手帳・療育手帳の写し
*なお、賃貸住宅は対象外（ただし、賃貸住宅の所有者みずからが居住する部分は対象）とし、新築住宅特例や耐震改修特例と同時に適用されません。また、一戸について、この減額措置の適用は一回かぎりです。

問い合わせ：資産税課家屋担当 TEL 224-5684

「第4回全国家庭動向調査」にご協力を
 お願いします

国立社会保障・人口問題研究所（厚生労働省）では、家族機能の実態や変化を明らかにするため、「全国家庭動向調査」を実施します。

調査員が調査対象世帯を訪問し、調査票を配付・回収します。調査員が伺いましたら、ご協力をお願いします。

調査日：7月1日(火)

調査対象：平成20年国民生活基礎調査地区内から無作為に選出した地区のすべての方

問い合わせ：保健総務課
 TEL 227-5101

トイレの水洗化で
 快適な暮らしと環境を

下水道の整備後は、トイレを水洗化することができ、衛生的で快適な暮らしができます。しかし、水洗トイレへの

改造がなかなか行われず、近所の方においなどで迷惑をかけている場合があります。

市上下水道局では、水洗ト

食中毒に気を付けましょう！

食中毒菌は身の周りのあらゆる所に潜み、「不衛生」を狙って、ちょっとしたすきをうかがっています。時には命にかかわる食中毒、何よりも予防が大切です。

おいしく楽しい食事を台なしにしないよう、もう一度台所を見直してみませんか？

キッチンで気を付けること

- ・石けん・洗剤を常備し、ていねいに手を洗いましょう
- ・三角コーナーにごみをためないようにしましょう
- ・ふきんは熱湯や塩素系漂白剤で消毒し、十分に乾燥させてから使いましょう
- ・スポンジ・たわしはよくすすいで洗剤を落とし、煮沸消毒してよく乾かしましょう
- ・まな板の表面の細かい傷に汚れや細菌が入り込んでいるので、しっかりこすり洗いしましょう。できれば、まな板は肉用・野菜用など、用途別に用意しましょう
- ・包丁は柄の部分・刃の付け根部分に汚れがたまりやすいので、ブラシなどで念入りに洗いましょう

食中毒予防の3原則 ～ 付けない・増やさない・消滅させる ～

- ①食品や調理器具・手指などに、食中毒の原因菌・ウイルスを付けない
- ②冷蔵庫などで食品を保存し、食中毒の原因菌を増やさない
- ③食品の加熱や調理器具の殺菌を徹底して、食中毒の原因菌・ウイルスを消滅させる

問い合わせ…食品・環境衛生課・TEL227-5103

トイレに改造しようとする方

に対して、資金を金融機関から借りられるようにあつせんする制度を設けています。

なお法律では、特別な理由がないかぎり、下水道の整備後三年以内に、水洗トイレへ改造を行うよう義務付けられています。

詳しくはお尋ねください。

問い合わせ：下水工務課
 TEL 223-0331

「スズメバチの巣」
 除去費用の一部を
 補助します

市では、市民の皆さんの安

全で快適な生活環境の保全を図るため、スズメバチの巣の除去費用を一部、補助していただきます。

スズメバチの巣を駆除業者に依頼して除去する場合、八千円を限度として補助金が支給されます。詳しくは、食品・環境衛生課にご連絡くだ

協働委託モデル事業
 の実施団体を
 募集します

さい。
 ハチに刺されないためには、ハチや巣に刺激を与えないようにしましょう。

問い合わせ：食品・環境衛生課・TEL 227-5103

市民参加と協働によるまちづくりを推進するため、市では今年度、次の事業を協働委託モデル事業として実施します。同事業を、市と協働で実施する団体を募集します。

応募要領は、6月10日(火)から、市民活動支援課（本庁舎三階）の窓口で配布します。市ホームページからダウンロードすることもできます。

協働委託モデル事業

・子育て支援事業「つどいの広場」（所管課＝保育課）
 ・子育て家庭を対象に、親子が気軽に集い、交流を図る機会を提供する事業です。

問い合わせ：市民活動支援課
 TEL 224-5705

幼稚園就園奨励費 補助金の申請を 忘れずに

市では、平成十四年四月二日から同十七年四月一日までに生まれたお子さんが幼稚園

に在園している保護者と、満三歳となったお子さんを幼稚園に途中入園させた保護者を対象に、「幼稚園就園奨励費補助金」として保育料などの一部を補助しています。申請書は、幼稚園を通じて

配付します。必要事項を記入して、幼稚園に提出してください。

詳しくは、教育財務課または幼稚園にお尋ねください。
問い合わせ：教育財務課

TEL 224-6083

新たに1件 都市景観重要建築物等に指定

都市景観課・TEL224-5961

市では、平成元年に「都市景観条例」を定め、重要な価値があると認められる建築物などを「都市景観重要建築物等」に指定しています。

3月16日、新たに1件を指定しました。これまでに指定した64件と合わせ、合計で65件となりました。



名称…山本家
所在地…喜多町11-3
建築年代…昭和7年

札の辻の北側、裏宿通りの中ほどに位置する、3代続くしょうゆ問屋。当時のままのたたずまいが残っている、昭和初期の良質な町家です。

「パパ・ママ 応援ショップ」を ご利用ください

県と市の共同で「パパ・ママ応援ショップ事業」を行っています。

優待カードを協賛店舗で提示すると、商品価格の割り引きなどのサービスが受けられます。協賛のステッカーがはつてある県内の店舗で、利用できます。

利用対象

① 中学校修了までの子どもがいる家庭

配付方法

昨年、小中学校などを通じて配付済みです。

まだ、お持ちでない方や紛失してしまった方には、子育て支援課（本庁舎二階）・出張所・連絡所で配付します。



このステッカーが目印です

お子さんおよび保護者の方の住所や年齢が確認できる物（母子健康手帳・健康保険証・こども医療費受給資格証など）をお持ちください。

これから母子健康手帳の交付を受ける方には、母子健康手帳交付時に配付します。

*最新の協賛店舗・特典内容は、市および県ホームページでご覧になれます。

問い合わせ：子育て支援課

TEL 224-5821

環境にやさしい 自動車の運転を お願いします

自動車の排出ガスなどに含まれる物質は、光化学スモッグの原因の一つになります。また、空ぶかしやアイドリングの音が、騒音として近隣の方の迷惑になっている場合があります。

日ごろから環境にやさしい自動車の運転を実践し、公共交通機関を積極的に利用することで、大気環境や生活環境を守っていきましょう。特に、光化学スモッグ注意報などの発令中は、自動車の運転を控えるように心がけましょう。

① 駐停車中のアイドリング・ストップを守りましょう
② 急発進・急加速はやめましょう

③ エンジンブレーキを積極的に使用しましょう
④ 不要な荷物は積まないようにしましょう

⑤ 不要な暖機運転を行わないようにしましょう
⑥ エアコンの使いすぎに注意しましょう

⑦ 交通の流れを乱すような「迷惑駐車」はやめましょう
⑧ 定期点検・整備はきちんと実施しましょう

⑨ 不正改造は決して行わないようにしましょう
⑩ より低公害な自動車を使用しましょう

問い合わせ：環境保全課

TEL 224-5894

市県民税納税通知書 をご確認ください

自営業者や年金所得者など、個人納付の皆さんに、六月三日付けで「平成二十年市民税・県民税納税通知書」を発送しました。

同通知書の二ページに、「所得・控除の明細書」がとじてありますので、内容をご確認ください。

**税制改正による、平成二十年
度の個人住民税の主な改正点**
①住民税の住宅借入金等特別
税額控除(住宅ローン控除)

水道メーターの検針に ご協力をお願いします

水道メーターの検針は2か月に1度、検針員が各家庭に伺って行っています。

水道メーターは各家庭と上下水道局を結ぶ大切な窓口です。いつも正確に能率よく検針ができるように、市民の皆さんのご協力をお願いします。

- ①水道メーターボックスの中は、いつもきれいにしてください
- ②水道メーターボックスの上には、車や物を置かないください
- ③犬は放し飼いにしないで、出入り口や水道メーターボックス、玄関やポストから離してつないでください

問い合わせ…料金課・TEL223-3065

の創設について

平成十九年に、地方分権を進めるため、所得税(国税)から住民税(地方税)への税源移譲が行われました。

それに伴い、これまで所得税のみに適用されていた住宅ローン控除について、次のとおり新たな制度が設けられました。

対象：平成十九年分以後の所得税額が減少することによって、所得税額から控除できる金額が減少する方(平成十一年から同十八年までに入居した方に限ります)

制度内容：申告書を提出すること

ことで、その減少額を翌年度(平成二十年分から同十八年度まで)の住民税の所得割額から控除することができます

②六十五歳以上の方に対する、非課税措置の廃止に伴う経過措置の廃止について
平成十八年度に、六十五歳以上で合計所得金額が百二十五万円以下の方に対する住民税の非課税措置が、廃止されました。

それに伴い、平成十七年一月一日現在で六十五歳に達していた方に適用されていた経過措置は、今年度から廃止されました。

詳しくはお尋ねください。
問い合わせ：市民税課個人住民税担当

TEL224-5640

(仮称) 学校給食の あり方検討懇話会の 委員を公募します

外国産加工食品に対する不安の広がりや食材料の高騰など、来年度以降の学校給食のあり方について意見を伺う委

員を公募します。

応募資格：次の要件をすべて満たす方①市内在住・在勤・在学②平日昼間の会議に出席できる

定員：3人(選考)

選考方法：提出された書類に基づき、選考します

応募方法：住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号を明記し、学校給食に関する小論文(二千字以内)を添えて、6月25日(水)(必着)

までに、〒350-0832 菅間一八・九・学校給食課に郵送

*採否については六月末ごろ、本人に通知します。

問い合わせ：学校給食課
TEL223-6035

市職員 (臨床検査技師職)を 募集します

募集人員については、欠員状況などにより変更になる場合があります。

なお、給与・勤務時間・休暇など、詳しくは募集案内をご覧ください。

職種・募集人員：臨床検査技

師職(一人)

受験資格：次の要件をすべて満たす方①臨床検査技師の免許を有する②生年月日が昭和49年4月2日以降

採用予定時期：10月1日(水)

初任給：十九万五千五百六十円(二十万七千四百四十四円(学歴などにより異なります。また、給与改定により額が変更になる場合があります))

受験申し込み(郵送不可)

受付日時：6月30日(月)～7月2日(水)、午前9時～午後5時

受付会場：職員課(本庁舎四階)

採用試験

試験日：7月13日(日)

試験会場：7A会議室(本庁舎七階)

●募集案内・申込書の配布

6月10日(火)から、職員課・保健所・出張所・連絡所・本川越駅証明センターで配布します。

募集案内を郵送で希望する方は、職員課までお尋ねください。

問い合わせ：職員課
TEL224-5553

国民年金保険料免除申請の受け付けが始まります

～ 毎年7月が新年度の受け付け開始月。承認期間は7月から翌年6月までです ～

今年度分の国民年金保険料免除申請（全額免除・一部免除・若年者納付猶予）の受け付けが、7月1日(火)から始まります。保険料の免除・納付猶予を希望する方は、年金手帳と印鑑を持参し、市民課国民年金担当（本庁舎1階）・出張所・連絡所で申請してください。申請後は社会保険事務所で審査・決定を行い、結果通知が申請者に送付されます。

免除の対象

- ・前年の所得が一定以下の方
- ・平成19年3月31日以降の失業や同年4月1日以降の天災などにより、保険料を納めることが著しく困難な方（申請者・配偶者・世帯主が同年3月31日以降に失業している場合は、離職票など退職の事実がわかる公的機関の書類を持参してください）

*前年の所得によって審査を行うため、所得の有無にかかわらず、必ず申告をしてください。なお、平成20年1月2日以降に川越市に転入した方は、平成20年度課税証明書または平成19年分源泉徴収票が必要です。

翌年度以降の継続申請をした方へ

次の①②に該当する方は、今年度分の申請は必要ありません。

- ①昨年度分において、継続審査により全額免除または若年者納付猶予が、引き続き承認された方
- ②昨年度の申請時に翌年度以降の継続審査を希望し、昨年度分において全額免除または若年者納付猶予が承認された方

*今年度分の申請は必要ありませんが、審査は行います。継続審査の結果は、社会保険事務所から通知書が送付されます。なお、若年者納付猶予については、30歳に到達する月の前月分までが対象となります。

学生の方へ

大学・短大・高校・高等専門学校・専修学校などに在学する20歳以上の学生については、国民年金保険料学生納付特例の申請が、国民年金保険料免除申請に優先します。学生納付特例制度について、詳しくは市民課国民年金担当にお尋ねください。

*4分の3免除・半額免除・4分の1免除は、免除されていない部分の納め忘れがあると、受給資格期間に入らず、年金額も増えません。

●免除対象となる所得（収入）の目安（平成20年度）

世帯構成	全額免除	一部免除		
		4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯 *夫婦・16歳未満の子2人の場合	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
2人世帯 *夫婦のみの場合	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
単身世帯	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

*2人世帯と4人世帯は夫婦どちらかのみに所得がある世帯としての試算です。

*社会保険料控除などの控除額は個人により異なるため、この表はあくまでも目安です。

*若年者納付猶予は全額免除と同基準、学生納付特例は半額免除の単身世帯と同基準になります。

●免除申請が承認された場合

制 度	全額免除	一部免除				若年者納付猶予	学生納付特例
		4分の3免除	半額免除	4分の1免除			
納付額	なし	3,600円	7,210円	10,810円	なし		
所得審査対象者	本人・配偶者・世帯主				本人・配偶者	本人のみ	
老齢基礎年金を請求するときには	受給資格期間に入ります						
老齢基礎年金の計算では	承認期間の3分の1が算入されます	承認期間の2分の1が算入されます	承認期間の3分の2が算入されます	承認期間の6分の5が算入されます	算入されません		
障害・遺族年金を請求するときには	保険料納付済み期間と同じ扱いです						

*免除を受けた期間の保険料は10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。ただし、免除を受けた年度から2年度を経過した分については、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

問い合わせ…市民課国民年金担当・TEL224-5764

めぐり 施設

女性会館

TEL 242-6346



毎年、六月二十三日から二十九日までの一週間は、男女共同参画週間です。同週間にちなみ、今回は女性会館をご紹介します。

同館は、女性の教養の向上・福祉の増進を図るため、昭和四十五年に婦人会館として開館しました。平成十五年には、女性会館と名称を変更し、男性も利用できるようになりました。軽運動室・料理教室・講座室などの九室があり、目的に合わせて利用することができます。



取材当日は、同館主催事業の皮工芸教室が行われていました

同館の主催事業としては、宅地建物取引主任者資格取得などの就労支援講座が充実しています。昨年は、同講座を受講後、受験をした方の約半数が合格しました。また、就労支援講座・皮工芸などの教室は、女性だけでなく、男性が参加できるものもあります。市民の皆さんのニーズに対応した講座が多数ありますので、ご来館をお待ちしております。

人権教育シリーズ

児童・生徒の人権作文⑪

生涯学習課・TEL 224-6086

このシリーズでは、昨年一月二十六日にメルトで開催された、平成十八年度川越市人権教育実践報告会で発表した、小中学生の人権作文を紹介します。

世界中の子どもたちが②

大東西中学校三年

その選手と言えば、知らない人はいないくらい有名な、「サッカーの神様だよ。」という人もいる

た。そして、今も彼のような選手になることを夢見て裸足でサッカーをする子どもたちがたくさんいるのだ。

彼の言葉は、私の胸に深く突き刺さった。世界にはサッカーが大好きでも靴が買えない子ども、学校に行きたくても行けない子ども、両親がいない子ども、今日を生きるのが精一杯な子どもがたくさんいる。でも、みんな、それぞれの夢を持ち、毎日毎日努力しているのだ。しかし、私はどうだろうか。バスケットがしたかったらボールもシューズも全部買ってもいい。体育館だってある。いつも気がかけてくれる両親もいる。何不自由なく自分のしたいことをしたいようにできる。そんな中で、私はいつも精一杯生活しているだろうか。努力しているだろうか。そう考えると、私は自信を持って「はい。」と答えることはできない。

彼がサッカーの神様と呼ばれるまでになったのは、たとえ裸足であっても、人の何倍も何十倍も努力をしたからなんだと思っ



*ふりがなは広報室で付けました。(つづく)

いざ！ 災害に備えて③

防災危機管理課・TEL 224-5554

●風水害に備えて その2

今回は、避難する際の行動例をご紹介します。

①荷物はできるだけ整理し背負うなどして、軽装で避難する②道路が冠水した場合、水面下には外れたマンホールのふたや側溝などの段差による危険があるため、長い棒などで足もとの安全を確かめながら避難する③水深が腰の高さまであるような場合は、無理せず高い場所で救援を待つ、が重要です。

注意報や警報などの気象情報が発表される前であっても、ふだんと異なる危険な状況だと感じた場合には、できるだけ早く避難するよう心がけましょう。



知っておこう！
新型インフルエンザ

新型インフルエンザとは？

通常、ヒトへは感染しない鳥インフルエンザウイルスが、新型インフルエンザの場合は、ヒトからヒトへ感染するように変異するものです。

現在、海外では東南アジアを中心に、毒性の強い鳥インフルエンザウイルスのヒトへ感染した症例が増えてきています。将来、海外で発生した新型インフルエンザが

国内に入り、感染が拡大することが心配されています。

予防方法は？

新型インフルエンザは、いつ発生するかわかりません。感染予防の方法としては、通常のインフルエンザと同様で、うがい・手洗いが重要です。



なるべく人ごみへの外出は避け、マスク

を着用しましょう。この予防方法は、インフルエンザ以外の感染症予防にもなりますので、日ごろから心がけてください。

また、新型インフルエンザが発生した場合、感染が拡大し、社会的な混乱を生じることが考えられます。その場合、外出ができなくなることも考えられますので、食料品・マスクなどの生活用品を備蓄しておくといでしょう。

保健予防課・TEL227-5102

知って得する！ 川エコの知恵③

省エネ商品の巻



明治15年、人々の暮らしに初めて電気が使われるようになりました。その後、電気は急速に生活の中に浸透していき、家庭には電化製品が普及していききました。

統一省エネラベル

現在、製品の省エネ性能などをわかりやすく比較できる、省エネラベリング制度が導入されています。「エアコン・テレビ・冷蔵庫」については、「統一省エネラベル」で表示されています。製品の省エネ性能が星の数（最高星5つ）でわかるようになっていて、他製品との比較や年間の電気料金の目安も示されています。テレビを買い替えるときに、省エネ性能の低いテレビ（星1つ）より省エネ性能の高いテレビ（星5つ）の場合、1人1日当たり二酸化炭素の排出量は約140g削減され、電気代も約8円お得になります。

市では、昨年12月に「川越市地球温暖化対策条例」が制定され、平成21年1月から小売販売事業者による特定機器の省エネ性能の表示が必要となります。

また、電気代を節約するには、「待機時消費電力」の削減も重要です。待機時消費電力は、家庭で消費する電力の1割弱を占めています。使用していない電化製品は、こまめにプラグをコンセントから抜くことも省エネにつながります。

*主電源をオフにすると設定した機能がクリアされてしまう場合もありますので、ご注意ください。

問い合わせ…環境政策課・TEL224-5866

Report

消費生活
レポート

157 インターネットショッピングの上手な利用を

事例

インターネットの通信販売で洋服を買った。サイズが大きすぎたので交換してほしいと言ったが断られた。

消費者へのアドバイス

次の点を十分注意しましょう。

①商品の内容、代金の支払い方法、商品の配達方法とその金額、返品・交換の可否や条件を必ず確認し、これらを表示する画面は保存しておく

- ②ホームページ上の店の商号・代表者・所在地・担当者・連絡先（メールアドレスと電話番号）が、わかりやすく掲載されているか確認する。また、その店に関する情報を必ずインターネットで検索し、信頼性を判断する
- ③慌てて注文せず、疑問は事前に問い合わせる
- ④商品が届いたら、すぐに中身を確認する
- ⑤初めて利用するインターネット上の店で、最初から高額な買い物をしない
- ⑥支払方法が前払いだけしか選べない店の利用は避ける

消費生活相談

生活情報センター・市民相談室分室で行っています。詳しくは、毎月二十五日発行の広報川越・市民相談案内をご覧ください。

問い合わせ：生活情報センター（アトレ六階）

TEL226-7066

（相談専用・TEL226-7476）

地域の防災を担う 「川越市消防団」

最高荣誉特別表彰「まとい」を受賞



昨年行われたポンプ操法認定審査会の様子



受賞した「まとい」



5月に行われた合同訓練で
あいさつをする野村団長



礼式訓練は消防の基本です



放水訓練を行う福原分団

地域の防災を担っている「川越市消防団」。地域で火災などが発生した場合には、現場へ消防職員と共に駆けつけ、消火に当たっています。

同消防団は、日々の活動が認められ、三月七日に日本武道館（千代田区）で、消防団にとって最高の荣誉とされる「まとい」を受賞しました。全国二千四百以上ある消防団の中から、活動が優秀な十団の中に選ばれました。

川越市消防団は、団本部および十二分団（主に本庁管内を担当する第一・第二・第三分団と芳野・古谷・南古谷・高階・福原・大東・山田・名細・霞ヶ関の各分団）で組織されています。各分団の定員は二十五人。現在団員は、三百二十二人います。ほとんどの方が、会社勤めや自営業・農業などの仕事をしています。

建物火災などが起こると、消防署から分団長に緊急連絡が入り、火災現場

に向かいます。現場には、火災の起こった地域の分団と隣接の二分団が駆けつけ、消火活動や消防職員の後方支援などを行います。また、少なくとも月一回は夜の警戒を行うなど、火災予防活動も積極的に取り組んでいます。「真冬の活動はつらいですね。消火活動が終わって家に帰っても体が冷え切ってなかなか寝付けません。しかし、地域の安全を自分たちの手で守ることができることに、充実感があります」と山下勝巳福原分団長（31歳・今福）。

団員が現場で迅速に消火活動を行うために、訓練は欠かせません。通常、分団ごとに月に数回と、全分団が集まって年数回の訓練を行います。五月十一日には、県中央防災基地（川島町）で、同消防団と川島町消防団が合同し

「消防団に入ると苦労がありたいへんだと考える方が多く、現在、団員を確保することが難しくなっています。しかし、消防団活動は地域の安全を自分たちの手で守ることができる、とても意義のある活動です。ぜひ地域の消防団に参加してください」と、野村廣団長（57歳・古谷本郷）。

消防団はこれからも、消防技術を磨き、地域の防災を地域の皆さんと協力して守り続けて行きます。



夜の警戒に向かう大東分団

て、団結力や厳正な規律を身に付けるための礼式訓練と消防車の各種操作を学ぶ機関員研修を、雨の中行いました。

昨年八月には、埼玉川越総合地方卸売市場（大袋）で、(財)埼玉県消防協会川越支部主催のポンプ操法認定審査会が行われました。同審査会は、二年に一度あり、消防団の技術を競い合い、技術力を認定するものです。昨年は、市消防団のすべての分団がいちばん上位の級である、秀級に認定。消防団技術力の高さを、示すことができました。

団員は、地域の安全を担っていると、この自覚を強く持っています。地域の皆さんからの信頼が何よりの励みになります。団員が、いざというときに迅速に行動するためには、地域の皆さんの理解と協力が必要です。

高校生の手による演劇祭

5月3日・4日、第29回川越・坂戸地区春季高校演劇祭が、川越と坂戸地区の高校10校が参加し、尚美学園大学川越キャンパス（豊田町1丁目）で行われました。



力あふれる熱演が繰り広げられました

県内で先駆けとなった、高校生主体による演劇祭です。出演する皆さんが、制作・照明・音響・進行・大道具の各委員会に分かれ、企画から運営まで担当。委員会の活動は、学校の枠を超えて行われます。「出演と企画運営を両立するのはたいへんですが、自分たちでやり遂げることによって自信につながります」と、制作委員長の砂押明香里さん（18歳・川越女子高校）。2日間で約800人の皆さんが訪れ、会場は満席になりました。

市立川越高校野球部、春の県大会優勝！



舟橋市長に優勝報告をする市立川越高校野球部の皆さん

5月9日、春季埼玉県高等学校野球大会兼関東地区大会予選の優勝報告に、市立川越高校の野球部員22名が訪れました。主将の岡田真喜さん（3年）は、「夏の大会では甲子園を目指し、頑張ります」と抱負を語りました。



約1,400人の皆さんが参加しました

体育館に響く元気な声

5月10日、川越運動公園総合体育館で第61回川越市民体育祭スポーツ少年団の部が行われました。当日は、あいにくの雨。外で予定されていた競技は中止となり、室内でできるユニホッケーやトランポリンなど、14種目が行われました。競技に参加した子どもたちは、元気な歓声を響かせていました。



白熱するユニホッケー



絶妙のバランスでコーナーを疾走!!

行い、瞬発力などを高めています。「ショートトラックの魅力は、スピード感や駆け引きです」と渡辺さん。今は、来年一月にカナダで行われる、世界ジュニア選手権大会の出場を目指し、練習に取り組んでいます。

現在は、週二回、川越スケートセンターで一時三十分ほど練習を行っています。また、高校でバスケットボール部の練習や筋力トレーニングを

は、一年ほど記録が伸びない期間が続きましたが、ひたすら練習をすることで克服しました。

二年生の冬に、スケートを本格的に始めました。実力はめきめきと伸び、翌年からは、常に県大会の記録を塗り替えていました。中学一年生の時には、一年ほど記録が伸びない期間が続きましたが、ひたすら練習をすることで克服しました。

一月に長野県で開催された、国体冬季大会スケート競技ショートトラック少年男子千メートルで優勝した渡辺さん。将来の夢は、六年後ロシアで開催されるソチオリンピックへ出場し、メダルを獲得すること。

スケートとの出会いは、幼稚園の時に姉の佳央里さんと共に参加した、市のスケート教室。小学



国体の賞状を手にする渡辺さん

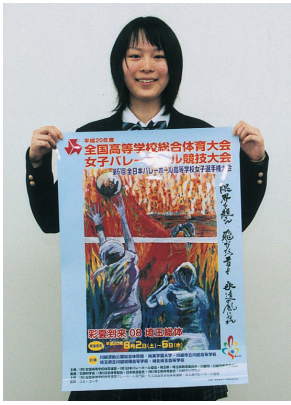
渡辺啓太さん（16歳・上野田町）

かわごえ
越
びと
46

市内在園・在学の園児・児童・生徒から募集した、全国高等学校総合体育大会「彩夏到来08埼玉総体」のうち、市内で開催される弓道（七月二十八日(月)〜三十一日(木)・川越運動公園総合体育館）と女子バレーボール（八月二日(土)〜六日(水)・川越運動公園総合体育館を含め五会場）の競技別ポスター。三十八点の作品が集まり、各一点が最優秀賞としてポスターと大会プログラムの表紙に採用されました。

弓道は、山村学園高校二年の馬橋奈津子さんの作品です。「選手の真剣な表情を表現しました。特に、矢を引く手の部分を描くのが難しかったです」と馬橋さん。

女子バレーボールは、秀明高校二年の押田美弥子さんの作品。「守る側と攻撃する側で色を変えて、熱戦の雰囲気表現しました」と押田さん。



熱い戦いを期待して、市内公共施設や商店などにはられたポスターを通して、全国から集まる選手に声援を送ります。

弓道のポスターを手にする馬橋さん(右)
女子バレーボールのポスターを手にする押田さん(左)



フウ



日光東照宮（日光市）から、高さ七メートルのフウが仙波東照宮（小仙波町一丁目）に贈られ、四月十九日に植樹されました。フウは、江戸幕府八代将軍の徳川吉宗が、中国から取り寄せたといわれています。漢字で「楓」と書きますが、カエデ科ではなく、マンサク科の落葉植物です。

仙波東照宮の管理者・岩澤敏さん（64歳・同三丁目）は「徳川家にゆかりのある場所に、ゆかりのある植物を植えることができました。紅葉がきれいだと聞いているので、今から楽しみにしています」と話していました。

どんぐり

編集後記

暑い日が多くなってきました。6月に入り、衣がえの季節です。わが家では、服と頭の衣がえ？ 子どもの頭を丸刈りに。子どもは、涼しくなった頭をさすりながら、大喜びで走り回っています。初夏の恒例行事が1つ終わりました▶「エコカジュアルマンス」が始まりました。ネクタイがなくなり、首回りが少し寂しく感じます。服装はポロシャツになりましたが、気持ちは引き締めて、取材をします。市民の皆さんのご協力をよろしく願います。（YO）



表紙の地図